

すみしん DCマイセクション25

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして投資信託財産の長期的な成長をはかることを目指して、運用を行います。

<基本資産配分>

国内株式：20%

(住信 国内株式インデックス マザーファンド受益証券)

国内債券：60%

(住信 国内債券インデックス マザーファンド受益証券)

外国株式：5%

(住信 外国株式インデックス マザーファンド受益証券)

外国債券：10%

(住信 外国債券インデックス マザーファンド受益証券)

短期金融資産：5%

*基本資産配分からの変動幅は、各資産±5%以内とします。

<各マザーファンドの投資方針>

「住信 国内株式インデックス マザーファンド」

わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

「住信 国内債券インデックス マザーファンド」

わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」

日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

「住信 外国債券インデックス マザーファンド」

日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 主要投資対象

「住信 国内株式インデックス マザーファンド」受益証券

「住信 国内債券インデックス マザーファンド」受益証券

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」受益証券

「住信 外国債券インデックス マザーファンド」受益証券

3. 主な投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。

4. ベンチマーク

ファンドにベンチマークはありません。各マザーファンドのベンチマークは、以下のとおりです。

| マザーファンド | ベンチマーク |
|---------------------------|----------------------------------|
| 住信 国内株式 インデックス マザーファンド | 東証株価指数(TOPIX) |
| 住信 国内債券 インデックス マザーファンド | NOMURA-BPI 総合 |
| 住信 外国株式 インデックス マザーファンド | MSCI コクサイ・インデックス (除く日本、円ベース) |
| 住信 外国債券 インデックス マザーファンド | シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) |

5. 信託設定日

2001年10月1日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託契約の一部を解約することにより残存口数が5億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることが出来ます。

8. 決算日

毎年9月30日(但し休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

| | |
|-----------|----------------------------|
| 純資産総額に対して | 年率 0.2730% (税抜 0.26%) |
| 内訳 | 委託会社 年率 0.1365% (税抜 0.13%) |
| | 受託会社 年率 0.0315% (税抜 0.03%) |
| | 販売会社 年率 0.1050% (税抜 0.10%) |

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「すみしん DCマイセクション25」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

すみしん DCマイセレクション25

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、証券取引に伴う手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息等がかかります。（上記費用のうち消費税等がかかるものは消費税等相当額を含みます。）

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回の決算時（原則として9月30日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22. 委託会社

住信アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います）

23. 受託会社

住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います）

再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

<株価変動リスク>

株式の価格は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

<債券価格変動リスク>

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）局面では値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

<為替変動リスク>

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

<ファンドの運用方式に係る留意点について>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用するため、マザーファンドに対し、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドによる追加設定および一部解約等があり、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与える場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「すみしん DCマイセレクション25」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。